

もだま通信

No. 15 2010. 4. 10 発行

特定非営利活動法人
成年後見センターもだま
守山市洲本町 55 番地
螢の里職員宿舎 202 号室
TEL・FAX 077(585)5839
E メール modama.npo@triton.ocn.ne.jp

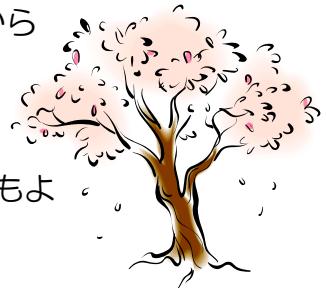


地球温暖化のためか、桜の開花も年々早くなり、季節感が変わってしまったかのように感じております。

さて、もだまも本格的に事業を開始して3年目になろうとしております。

この間、会員の皆さま方や関係機関の方々には、我々の活動をご支援いただき、心より感謝申し上げます。この2年間で、後見受任13件（後見8件（内1件終了）、補助1件 保佐4件）に上っています。相談業務については、個人、施設、行政機関から、たくさんのお話をいただいております。

昨年度から、相談業務について4市からの支援も頂けるようになり、大変ありがとうございます。しかしながら国の基金事業が終了し、県を通じていただいた委託料が新年度から激減し、またまた、運営状況が厳しくなるところであります。もちろん投げ出すことなど、毛頭考えておりません。やりだしたからには、途中で投げ出すことのできない業務であります。むしろこの2年間で、制度の課題もたくさん見えてきて、やりたいこと、やらなければならぬ事がたくさん出て参りました。しかしながら、資金、人材共に大変不足している状況であります。今後ともより一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



講演会を開催しました



去る2月20日に、守山市立吉身公民館において、もだまの成年後見制度推進事業として講演会を開催いたしました。

講師には、四條畷学園短期大学 介護福祉学科教授の石川 肇先生をお迎えし、「障がい者・高齢者が安心・安全に生活するために～成年後見制度の利用を考える～」をテーマに、成年後見制度の理念や、権利擁護活動としての成年後見制度、自己決定支援型の後見活動の重要性などを、自らも社会福祉士として、数名の方の後見人を受任し後見活動をされている体験を通し、具体的な事例を交えながら分りやすくお話をいただきました。

質疑応答タイムでは、参加者から「複数後見人、第3者後見人について」「後見人への報酬について」などなど…多くの質問があり、先生から丁寧にお答えをいただきました。

また、遠方からの参加者から、「もだまのような相談機関が湖北にも設置してほしい」との要望も寄せられました。もだまといたましても、地域の権利擁護・後見センターの整備を県や市に要望しています。参加者の皆さんのお声を行政に届けるのが、もだまの使命であると実感いたしました。



Q&Aコーナー

2月20日開催の成年後見制度推進事業講演会の参加者からお寄せいただきましたご質問に、石川先生からお答えいただいた一部をご紹介します。今回は「自己決定支援型の後見活動について」他2件のご質問です。



Q1:取り返しのつかない、命にかかわる（尊厳死を含む）こと、またあやしい宗信仰の自己決定について、権利保障・意志尊重として、後見支援はありうるでしょうか？

A:成年後見制度は、その人が生きていくための制度です。自殺や尊厳死の承認は後見人の職務ではありません。また、宗教や結婚について、後見人は被後見人の意思を尊重しなければならず、同意権あるいは取消権はありません。

Q2:親族がいる場合は、親族が後見人にならなければいけないのでしょうか？親族以外の第三者に依頼することは可能なのでしょうか？ またその場合、費用はどれ位必要なのでしょうか？

A:親族以外の第三者でも後見人になることは出来ます。後見人が家族の場合は、報酬請求はしないケースがほとんどです。市長申し立ての場合は、市長に家庭裁判所を通じて報酬請求を行います。また、第三者が後見人の場合は、本人に家庭裁判所を通じて報酬請求が出来ます。報酬についての基準はありませんが、1ヶ月1万円前後です。ただし、司法書士・弁護士の報酬は活動内容によりもう少し高くなります。社会福祉士は、ボランティアで行っている方もいるようです。

Q3:後見人の仕事は、生きている間の支援だけでしょうか？病院での延命の禁止や葬儀については、別の人との契約が必要ですか？

A:後見人の仕事は、被後見人（本人）が死亡すれば終了です。後見人に延命治療・手術・治療などの同意や禁止の決定権はありません。家族後見人の場合、後見人という立場でなく家族という立場で同意することはあるかも知れません。また葬儀についても義務はありません。しかし、親族がいない場合は、せざるを得ないこともあります。

講演会のお知らせ

テーマ：日本の社会保障
～みんなで仲よく暮らすためにはどこがおかしいか～

日 時：平成22年5月30日（日） 午後2時～4時

場 所：草津市立まちづくりセンター

講 師：京都大学名誉教授・もだま理事長 泉 孝英 氏

参加は無料です。



★★★★★ 会員募集しています ★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

成年後見センターもだまの活動に賛同・支援いただける方を募集しています。

正会員年会費	個人1口 3,000円	賛助会員年会費	個人1口 2,000円
	団体1口 10,000円		団体1口 5,000円

★★